

洒金鸞鳳紅漆合二個、銅錢一百八十貫を用う

素紅漆合六個、銅錢六十貫を用う

金箔彩色屏風四、銅錢三百貫を用う

金竜並びに銀銅結束靴黒漆鞘嵌金竜腰刀二把、各々帶鞘の長

さ三尺一寸八分、銅錢三百一十四貫九百文を用う

金並びに銀銅結束靴黒漆鞘嵌金鳳腰刀二把、各々帶鞘の長さ

三尺一寸四分、銅錢三百四十七貫六百文を用う

金竜並びに銀銅結束靴洒金鞘腰刀二把、各々帶鞘の長さ三尺

八分、銅錢二百五十五貫九百四十文を用う

金貼銅結束靴黒漆鞘腰刀二十把、長短等しからず、銅錢八十

二貫を用う

金貼銅結束靴鈿靴鞘腰刀二十把、長短等しからず、銅錢七十

貫を用う

金包銅結束靴鈿靴鞘衣刀六把、長短等しからず、銅錢一百六

十九貫五百六十文を用う

右、礼部に咨す

咨

宣徳九年（一四三四）五月 日

注 (1) 勅諭 (〇一七二)。

(2) 奏・啓 (二二二二)。本文書とほぼ同文である。日付は同年五月初一日。

1-16-24

国王尚巴志より礼部あて、謝恩の進貢の事、内官柴山の非違不法の事などの咨（一四三四、八、一五）

琉球国中山王尚巴志、謝恩等の事の為にす。

今、各件の合に各々行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、謝恩の事。切に照らすに、前に欽んで差つかわせる者南米結制等、外国に存在するを除くの外、今、長史梁求保・使者領沙每等を遣わし、前項の表箋文各一通を齎つ捧し、並びに各件の奏啓本を齎し、及び勇字等号海船二隻に坐駕し、具ともに馬三十四・硫黄三万斤を装載し、管送して京に赴き謝恩せしむ。咨して施行を請う。

一件、開説ひらの事。宣徳八年（一四三三）六月二十二日、欽差の内官柴山等、勅諭を齎捧して国に到るを蒙り、開説するに、並びに勅諭一通を遣わす。王、宜しく人を遣わし齎去せしめ日本国王に与うべし。其れをして遣使して往来和好し、及び売買生理して、同よに太平の福を享けしめよ、とあり。此れを欽む。欽遵して、即日、又欽差の内官柴山等の説を承准するに、就ち来船三隻を駕して、買辦お完るの日、同よに日本国に去ゆきて開説せんとす、と。除外に縁りて欽承の官錢にて買辦せる屏風等の件、並びに自進の方物は、欽差の内官柴山・内使阮漸等の船三隻に装載す。事完りて、

宣徳九年五月初一日、即ち使者南米結制等を差渡し、通事李敬及び撰撥の火長並びに精装の人等七十名、及び米糧等の物と共に各船に分装し、勅諭一通を齎捧し、欽差の内官柴山等の船三隻に随同して附搭し護送して、日本国王の処に前往して開読せしむ。行うの間、欽差の内官柴山等、勅諭を取請し、就ち留め自ら収めて船に在らしむるを蒙るの外、後に詞を變じ、日本国に去きて開読せず、我、回還せんとす、と言説するを蒙る。然れども此に今見に、南風にして是れ回還の時月ならず。以て累ねて使して再三告留するを行うの外、然る後、卑爵、山北に出往して海神を賽祭す。処の間、通事鄭長等、前来して告報するに拠るに、本国の用うる所の其の僧、一名受林に奴婢八志羅有り。其の妻と本僧と通姦するを縦容し、却つて乃ち本主を謀殺して身死せしむ。罪を負いて、欽差の内官柴山等の駅内に奔投し、船内に收留し匿帯するを蒙る。已に宣徳本年（一四三四）六月二十四日に開洋して去訖る、と。卑爵、切に思うに、本邦は洪武永樂年より来今に至るまで、聖朝に忠事し、朝貢は時を以てし、撫字すれば聽令し、敢えて聖恩を忘れざるに縁り、切に見るに、欽差の内官柴山等、当先、買辦完るの日、同に日本国に去きて開読せんとす、と説う。本国、已に使を差わして勅諭を齎捧し随同して前往せしむるを定むるに至るに及ぶに、却つて留阻を行う。又、今五月、我が本命を犯す等の詞を説稱し、去きて開読せず、罪人を拐帯して徑行に回還するに及び、却つて以て前例を棄撤す。本国、来使もて護送し、并

びに回文を齎して表箋を進御す。卑爵、敬事し礼待するに縁り、却つて此の回は生事多般なるを蒙るも、敢えて訴を尽くさず。及び罪人は是れ本僧の奴に係わり、故に謀りて本主を殺死するの罪犯なれば当に誅すべし。仍お、本犯と来使を發りて領回するを乞うの外、前事を將て、今、長史梁求保、及び使者・通事・人等を遣わし、本奏・啓を齎捧せしむるの外、合に咨して知会すべし。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。卑爵、所有の各船の附搭の蘇木は、煩為わくは便益ならしめんことを。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳九年（一四三四）八月十五日

咨

勇字一隻 通事李敬等、馬十四・硫黃唐秤二万斤を装す

安字一隻 通事梁振等、馬二十四・硫黃唐秤一万斤を装す

注（一）南米結制等、外国に存在 本文書の後半にもあるが、南米結制等は内官柴山等の船で宣徳九年五月二十日（二二一〇）

参照）に出發して日本へ赴くはずのところ、予定を変更して六月二十四日に中国へ向かった。このとき南米結制等の齎捧していた文書が宣徳九年五月一日付の奏・啓（二二一〇）

（二二一一）（二二一二）および宣徳九年（月日なし）の

咨（一六二三）（一六三三）である。つまり本文書の作成時に、南米結制は国外にいた。

(2) 開読の事 この件については「(一一一三)」がほぼ同文である。

(3) 本奏・啓 「(一一一三)」。

(4) 唐秤 ここでは生硫黄を持参し、それを中国で煎熟した結果が二万斤になる、という表現で、「(一六一〇)」などの官報に同じか。また「(一七一〇)」注(2)を参照。

1-16-25  
国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、海船の修理を請う事などの咨(一四三五、一、二〇)

琉球国中山王尚巴志、進貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計件

一件、進貢の事。今、使者1伍是堅等を遣わし、使者2義魯結制等と同に、表文一通を齎捧し、及び順字等号海船二隻に坐駕し、共に馬三十四・硫黄三万斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、船隻の事。宣徳六年(一四三二)の間、欽んで福建都司永寧衛金門千戸所に於て順字号海船一隻を換与するを蒙り、使者由南結制等・通事梁振、領駕して回国す。方物を装載して進貢するの外、見けんに経すに今、年久しく海洋を歴渉すれば、本船損壞し、

並びに海虫蛀損して船底折垂し楨榭は損壞すと為す。切に卑国、物料艱難なるに縁より、未だ式の如く修造する能わず。乞こ為う、上年の事例もて修理して堅固ならしめて回国するを奉賜して、以て応に下年の輸貢に便益ならしむべけんことを。咨して施行を請う。一件、番貨の事。所有の附搭の蘇木は、乞こ為う、事例もて奏して賜わんことを。便益を得るに庶からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳十年(一四三五)正月二十日

恭字隻 馬二十四・硫黄一万斤大を装す

順字隻 馬一十四・硫黄二万斤大を装す

咨

注(1) 伍是堅 この時の入貢について『明実録』正統元年(一四三二)

六) 正月戊辰・丙子の条に記事がある。

(2) 義魯結制 『明実録』宣徳九年三月丙午・四月丁巳、正統二年五月丁酉、同三年八月甲戌の条に入貢の記事がある。

(3) 金門千戸所 福建省金門島に置く。